

# 居宅介護支援事業所 運営規定

## (事業の目的)

第1条 医療法人平成会が開設する、医療法人平成会小島病院居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう充分配慮し、利用者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、利用者が自ら選択することとし、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービス提供が確保されるよう配慮する。  
その為に地域の介護保健施設、医療施設、福祉サービス事業者及び関連機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。  
(1) 名称 医療法人平成会 小島病院 居宅介護支援事業所  
(2) 所在地 長野市若里五丁目8番6号

## (従業者の職種、員数、職務内容)

第4条 事業所の従業員の職種、員数、職務内容は次の通りとする。  
(1) 管理者 1名  
職務内容：事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。  
(2) 介護支援専門員 1名以上  
職務内容：指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間、休業日について)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、休業日は次の通りとする。

- (1) 営業日  
月曜日～金曜日
- (2) 営業時間  
午前8時30分～午後5時30分
- (3) 休業日  
毎週土曜日、日曜日、祝日  
盆休(8月14日～16日)  
年末年始(12月31日～1月3日)  
※但し、緊急時の場合は上記の限りではない。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

- ・要介護(支援)認定申請に対する協力、援助。
- ・居宅サービスの計画作成及び変更に関する業務。
- ・指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他便宜の提供。
- ・サービス実施状況把握とその評価と改善。(モニタリング)
- ・介護保険施設の紹介とその他の便宜の提供。
- ・介護支援に関する全般的な相談業務。
- ・使用する課題分析票はMDS方式とする。
- ・利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、本事業所の相談室又は利用者宅とする。

(利用料等に関して)

第7条 居宅介護支援を提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とする。

(1) その他の費用

通常の事業実施地域を越えて居宅介護支援に要した場合、交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は1km当たり30円で精算した額を交通費とする。但し、この場合通常の事業の実施地域にかかた部分については請求しない。

この場合、利用者又は家族に対して利用前にあらかじめ文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記入捺印)を受けるものとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は長野市内全域とする。

(秘密保持に関して)

第9条 介護支援専門員、その他の従業員は在職中及び退職後も業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を決して漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (2) 事業所は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- (3) 事業所は指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為の次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者に管理者を選定する
- (2) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (3) 虐待防止の為の委員会を設置し、虐待への対策を検討する委員会を定期的に開催する
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止の為に必要な措置

事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知するものとする。

(居宅介護支援の提供に当たっての留意事項)

第13条 居宅介護支援の提供に当たっては、以下の点に留意して提供を行う。

- (1) 利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏りすることなく公正中立に行うこととする。
- (2) 利用者自身がサービスを選択することを基本に、利用者とその家族にサービス事業者に関する適正な情報（利用料等）を懇切丁寧に説明し、利用者とその家族が内容を理解、納得した上でサービスを選択出来るよう支援する。
- (3) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(記録文書の保存期間)

第14条 居宅介護支援に関する文書等は、その完結日より2年間。  
利用者からの苦情・事故についての文書は5年間、保管する。

(附則) この規定は、平成28年10月1日より施行する。

平成29年10月1日改訂。

令和4年9月1日改定。